

開発行為や建築行為等を行う場合には、 雨水排水計画について岡山市との協議が必要 になりました (3,000平方メートル以上)

平成30年4月1日より

岡山市では市、市民、事業者が一体となって浸水対策に取り組み、市民の安全で安心な暮らしができる岡山市を実現するため、平成29年3月に「岡山市浸水対策の推進に関する条例」を制定しました。これにより、条例及び規則のなかで、3,000平方メートル以上の開発行為等について雨水排水計画の市との協議が義務化されました。

該当する事業を実施される方は雨水流出抑制対策の実施が必要となります。開発や建築に係る申請の前に、岡山市との雨水排水計画についての協議をお願いします。

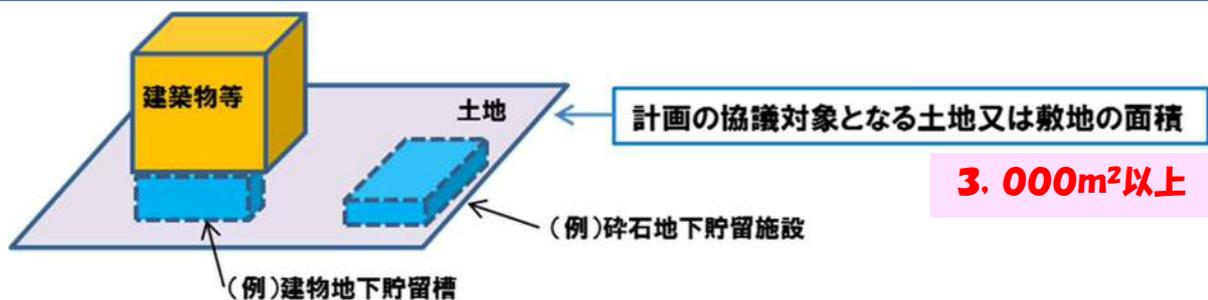


市：浸水対策を推進するとともに、市民・事業者の意識啓発に努める
市民：浸水対策について理解、関心を深め地域の浸水対策に努める
事業者：地域社会の一員であることを認識し市・市民とともに浸水対策の推進に努める

条例による協働の概念

協議対象となる開発行為等 (土地又は敷地の面積が3,000平方メートル以上) (規則第3条)

- ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- イ 建築物の建築 (建築基準法第2条第13号に規定する建築) (新築・増築・改築・移転)
- ウ 駐車場の設置
- エ 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、ア又はウに該当するものを除く。)



貯留施設の必要貯留量 (規則第5条)

1ヘクタール当たりの必要貯留量は表1のとおり。なお、対象の土地に緑地等を設けた場合には表2に示す量を低減することができます。

表1. 貯留施設の必要貯留量 (1ヘクタール当たり)

開発行為等の種類	必要貯留量
開発行為	300m ³
建築物の建築、駐車場の設置及び土地の舗装	200m ³

表2. 低減措置 (1m²当たり)

緑地等の種類	低減量
緑地の設置	0.05m ³
透水性舗装の設置	0.02m ³
排水性舗装の設置	0.01m ³
舗装、コンクリート等で覆われていない地山の状態	0.01m ³

